

じねんじょまつり

12月2日、道の駅ひろた「峡の館」で、「じねんじょまつり」が開催されました。じねんじょファンが大勢来場し、われ先にと買い求めていました。

会場では、麦とろ、揚げとろの試食やふわかけお好み焼きの実演販売などが行われ、どれも長蛇の列ができる人気ぶりでした。



お知らせ

就学援助制度

町では、経済的な理由で公立の小・中学校へ児童生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費や学校給食費などを援助しています。

対象者 次の就学援助認定基準(1)から(3)を満たす場合で、教育委員会が援助を必要と認める人です。

【就学援助認定基準】

(1) 収入見込額から社会保険料支払額を控除した額が認定基準額(生活保護法に基づき、厚生労働大臣が定める基準に準拠し算定した額)の1.3倍を超えていない人
 (2) 次の①から⑨のいずれかの措置を受けた人

- ① 生活保護の停止または廃止された人
- ② 市町村民税の非課税(障がい者、未成年者、寡婦または寡夫の人のみ)
- ③ 児童扶養手当を受給している人
- ④ 市町村民税が減免されている人
- ⑤ 個人事業税が減免されている人
- ⑥ 国民年金の掛金が全額免除されている人
- ⑦ 国民健康保険の保険料が減免、徴収の猶予されている人
- ⑧ 生活福祉資金貸付制度による貸

し付けを受けている人

- ⑨ 固定資産税が減免されている人
- (3) その他教育委員会が就学援助を行うことを必要と認める人

申請方法 希望される保護者は、お子さんが通学している学校へ相談し、申請書(学校備え付け)に必要な事項を記入の上、学校に提出してください。また、申請書には、児童扶養手当の証書など必要書類の添付が必要です。

※今年度、認定を受けていた人も申請が必要です。

申請時期 当初認定の場合、在校生は1月から2月、新1年生は4月上旬までです。また、年度途中であっても生活状態が悪化した場合は、随時申請を受け付けます。

援助費用 援助する費用は、学用品費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費などです。(ただし、認定日によって支給できないものもあります。)

問 お子さんが通学している学校
 学校教育課学校教育係 ☎(062)482200

お知らせ

所蔵品展「井上正夫と演劇道具」

井上正夫が使用した衣装や舞台の小道具、大正から昭和時代を中心としたチラシやパンフレットなどを展示しています。

期間 4月下旬まで

※文化会館休館日はお休みです。

時間 9時～18時

場所 文化会館内井上正夫資料室

☎ 社会教育課文化スポーツ係 (062) 5052

必要 蜜蜂飼育は届け出が

養蜂業者のほか、趣味で飼育をしている人も年に一度飼育届を提出しなければなりません。

提出期限 1月31日(木)

提出方法 農林課または広田支所に置いてある「蜜蜂飼育届」に必要事項を記入の上、農林課に提出してください。(郵送可)

☎ 農林課農業振興係 (062) 50667
〒799-1-2105 宮内13992

第19回愛媛県知事選挙の結果

11月18日執行の愛媛県知事選挙の結果は次のとおりです。

開票結果

候補者氏名	得票数
中村 時 広	7,043
和田 宰	595
田尾 幸 恵	279

開票内容

当日有権者数 17,843人
 投票者数 7,979人
 投票率 44.72%

消費者トラブル無料相談会

悪質商法などの消費者トラブルに遭われた人を対象に、法律の専門家による無料法律相談会を開催します。利用される場合は、1月28日(木)までに電話で予約してください。

日時 1月31日(木)13時30分～16時30分

場所 役場1階相談室

相談員 司法書士と消費生活相談員(相談時間は1人あたり約30分程度)

☎ 消費者相談窓口(地域振興課内) (062) 23067

名称を「総合福祉センターはらまち」に決定

平成31年4月に開設予定の総合福祉センター(仮称)の名称は、12点の応募作品から、名称選考会の選考を経て「総合福祉センターはらまち」に決定しました。

「総合福祉センターはらまち」の名付け親となったのは、町内在住の小中明廣さん(大南)です。地元の名称がひらがなで入っていることで親しみやすく、覚えやすい名称であることから選ばれました。今後は、この名称とともに町民の皆さまに愛され末永く親しまれる施設となるよう開館の準備を進



11月1日現在の状況

☎ 介護福祉課高齢者福祉係 (062) 7255

源泉徴収票は大切に保管(年金受給の皆さん)

【源泉徴収票とは?】

老齢年金を受けている人へ、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できません。年金事務所にお問い合わせください。

障害年金・遺族年金は課税の対象でないため、源泉徴収票は送付されません。

【確定申告が必要な場合】

◆2つ以上の年金を受けている人で、扶養親族等申告書を提出している場合

◆年金以外に給与などの収入がある場合

◆源泉徴収で受けることのできなかった控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など)があるため所得税を納め過ぎとなっている場合

☎ 松山西年金事務所【自動音声案内】

(025) 5105

☎ 保険健康課保険年金係 (062) 7057